

**【表紙】**

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成25年2月19日
【発行者名】	ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 関崎 司
【本店の所在の場所】	東京都千代田区永田町二丁目11番1号 山王パークタワー
【事務連絡者氏名】	藤原 規晃
【電話番号】	03(5156)5000
【届出の対象とした募集内国投資信託 受益証券に係るファンドの名称】	ドイチェ・ロシア東欧株式ファンド
【届出の対象とした募集内国投資信託 受益証券の金額】	1兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、有価証券報告書の提出に伴い、平成24年8月17日付をもって提出した有価証券届出書の関係情報を新たな情報により訂正するため、また、記載事項の一部訂正を行うため本訂正届出書を提出するものです。

## 2【訂正の内容】

下線部\_\_は訂正部分を示します。

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

<訂正前>

(前略)

基本的性格

(中略)

<商品分類の定義について>

社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づく定義は以下の通りです。

(中略)

なお、上記は当ファンドに該当する分類について記載したものです。上記以外の商品分類の定義については、社団法人投資信託協会のホームページ (<http://www.toushin.or.jp/>) をご参照下さい。

(中略)

<属性区分の定義について>

社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づく定義は以下の通りです。

(中略)

なお、上記は当ファンドに該当する属性について記載したものです。上記以外の属性区分の定義については、社団法人投資信託協会のホームページ (<http://www.toushin.or.jp/>) をご参照下さい。

ファンドの特色

(中略)

#### 1. ロシア・東欧諸国（トルコ・ポーランド・ハンガリー・チェコ）の株式を主要投資対象とし、それらの国々の成長を捉えた運用の実現を目指します。

(中略)

主要投資対象国に加え、ウクライナ、エストニア、オーストリア、カザフスタン、グルジア、スロバキア、ブルガリア、ラトビア、リトアニア、ルーマニア（以下総称して「その他投資対象国」ということがあります。）にも投資する場合があります。また、主要投資対象国及びその他投資対象国以外の国にも、DWSインベストメントGmbHが実質的に主要投資対象国及びその他投資対象国に該当すると判断する場合には、投資することがあります。

（2012年6月末現在）

(中略)

#### 2. マザーファンドに係る運用指図に関する権限を、DWSインベストメントGmbHに委託します。

DWSインベストメントGmbHはDWSの一員です。DWSはドイチェ・アセット・マネジメント・グループのリテールビジネスを担う投資信託会社グループです。



日本においては、リテールビジネスをドイチェ・アセット・マネジメントまたはDWSのブランド名で展開しています。

< DWSの概要 >

(中略)

運用資産残高 : ドイツ国内 約1,310億ユーロ<sup>1</sup> グローバル 約2,700億ユーロ<sup>2</sup>

(中略)

1 出所: ドイツ投資信託協会(BVI)、DWS

ファンド・オブ・ファンズを含む。

DWSを含めたドイツ銀行グループの運用資産残高ベース

2011年12月末現在

2 出所: Lipper FMI(ヨーロッパ)、Simfund(US、アジア、オーストラリア)

ファンド・オブ・ファンズを除く。不動産投資を含む。

海外企業との合併会社の運用資産残高を除く。

ヨーロッパのデータはDWSを含めたドイツ銀行グループの運用資産残高ベース

2011年12月末現在

(中略)

**3. 実質外貨建資産 については、原則として為替ヘッジを行いません。**

「実質外貨建資産」とは、ファンドに属する外貨建資産とマザーファンドに属する外貨建資産のうちファンドに属するとみなした額(ファンドに属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額)との合計額をいいます。以下同じ。

(以下略)

< 訂正後 >

(前略)

基本的性格

(中略)

< 商品分類の定義について >

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づく定義は以下の通りです。

(中略)

なお、上記は当ファンドに該当する分類について記載したものです。上記以外の商品分類の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)をご参照下さい。

(中略)

< 属性区分の定義について >

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づく定義は以下の通りです。

(中略)

なお、上記は当ファンドに該当する属性について記載したものです。上記以外の属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)をご参照下さい。

ファンドの特色

(中略)

**1. ロシア・東欧諸国(トルコ・ポーランド・ハンガリー・チェコ)の株式を主要投資対象とし、それらの国々の成長を捉えた運用の実現を目指します。**

(中略)

主要投資対象国に加え、ウクライナ、エストニア、オーストリア、カザフスタン、グルジア、スロバキア、ブルガリア、ラトビア、リトアニア、ルーマニア(以下総称して「その他投資対象国」ということがあります。)にも投資する場合があります。また、主要投資対象国及びその他投資対象国以外の国にも、DWSインベストメントGmbHが実質的に主要投資対象国及びその他投資対象国に該当すると判断する場合には、投資することがあります。(2012年12月末現在)

(中略)

**2. マザーファンドに係る運用指図に関する権限を、DWSインベストメントGmbHに委託します。**

DWS インベストメント GmbH は DWS の一員です。DWS は ドイツ銀行グループの個人向け投資信託ビジネスを担います。

< DWS の概要 >

( 中略 )

運用資産残高 : ドイツ国内 約1,340億ユーロ<sup>1</sup> グローバル 約2,740億ユーロ<sup>2</sup>  
( 中略 )

1 出所：ドイツ投資信託協会（BVI）、DWS  
ファンド・オブ・ファンズを含む。  
DWS を含めたドイツ銀行グループの運用資産残高ベース  
2012年6月末現在

2 出所：Lipper FMI（ヨーロッパ）、Simfund（US、アジア、オーストラリア）  
ファンド・オブ・ファンズを除く。不動産投資を含む。  
海外企業との合併会社の運用資産残高を除く。  
DWS を含めたドイツ銀行グループの運用資産残高ベース  
2012年6月末現在

( 中略 )

**3 . 実質外貨建資産 については、原則として為替ヘッジを行いません。**

「実質外貨建資産」とは、ファンドに属する外貨建資産とマザーファンドに属する外貨建資産のうちファンドに属するとみなした額（ファンドに属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額をいいます。以下同じ。

( 以下略 )

**(3) 【ファンドの仕組み】**

< 訂正前 >

( 前略 )

委託会社の概況

a . 資本金の額（2012年6月末現在）

( 中略 )

c . 大株主の状況（2012年6月末現在）

( 以下略 )

< 訂正後 >

( 前略 )

委託会社の概況

a . 資本金の額（2012年12月末現在）

( 中略 )

c . 大株主の状況（2012年12月末現在）

( 以下略 )

**2 【投資方針】**

**(2) 【投資対象】**

< 訂正前 >

( 前略 )

< マザーファンドの投資対象 >

( 中略 )

運用の指図範囲等

a . 委託会社（委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受けた者を含みます。）は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図するものとします。

（中略）

- 5．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

（中略）

- 12．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）及び新株予約権証券

（以下略）

<訂正後>

（前略）

<マザーファンドの投資対象>

（中略）

運用の指図範囲等

- a．委託会社（委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受けた者を含みます。）は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図するものとします。

（中略）

- 5．社債券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）

（中略）

- 12．新株引受権証券及び新株予約権証券

（以下略）

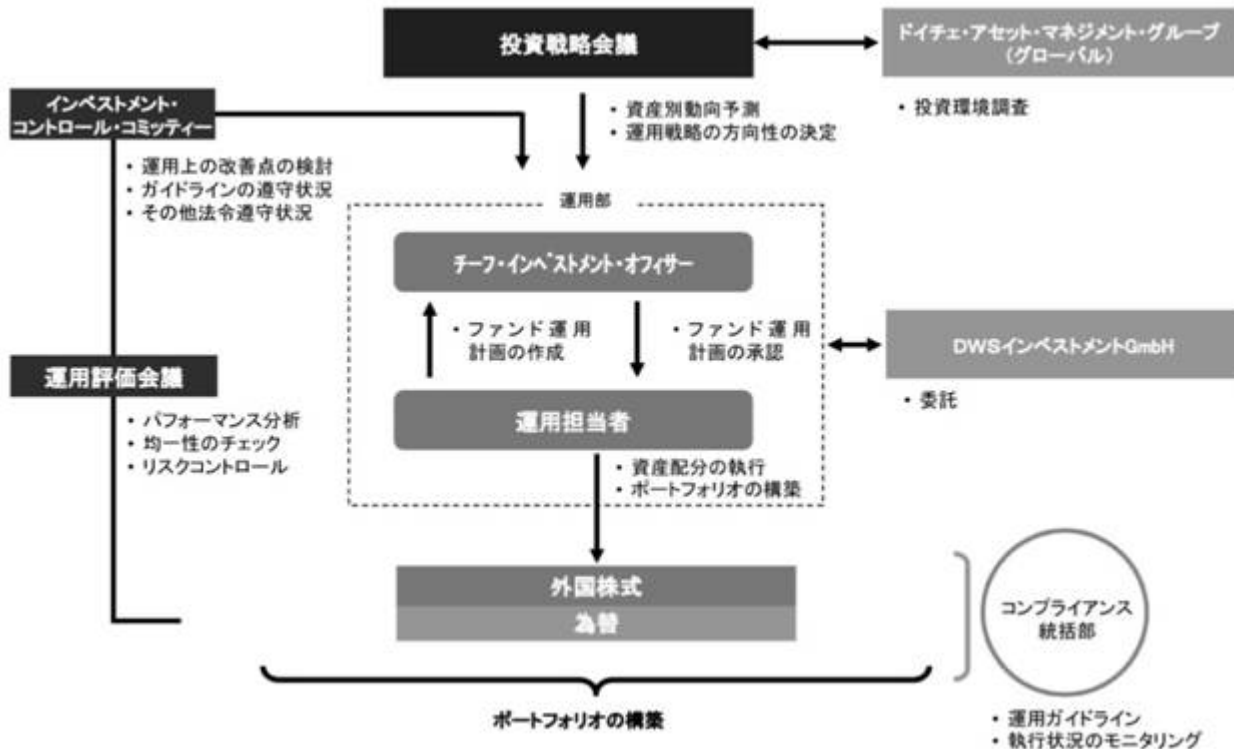
**(3) 【運用体制】**

&lt; 訂正前 &gt;

ファンドの運用体制

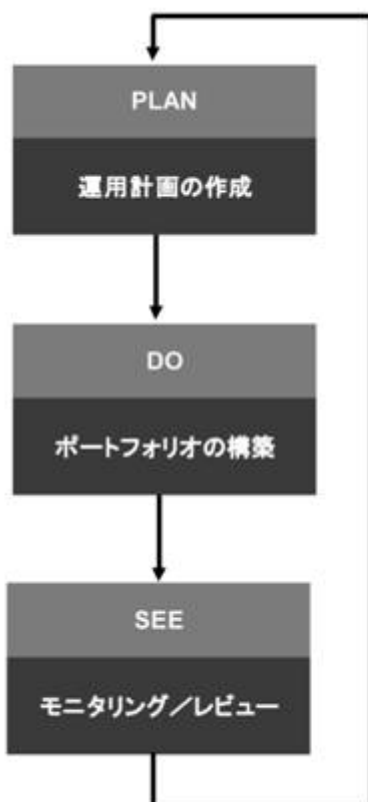
当ファンドの運用体制は以下の通りです。

&lt; 運用体制 &gt;



( 中略 )

&lt; 運用の流れ &gt;



- 運用計画の作成に当たっては、グローバルに展開するドイチェ・アセット・マネジメント・グループの海外拠点と情報交換を行い、世界の投資環境について分析を行います。
- 投資戦略会議において、各投資対象についての大まかな運用方針を決定します。
- 運用担当者は、投資戦略会議の方針にしたがってファンドの運用計画を作成し、チーフ・インベストメント・オフィサーの承認を得ます。
- 承認された運用計画にしたがって、ポートフォリオの構築を行います。
- 運用業務管理等の社内規程に則り、ポートフォリオの管理を行います。
- 個々の投資判断については、必要に応じて、DWSインベストメント GmbHに所属する運用チームへ委託を行います。
- コンプライアンス統括部が、個々の売買についてガイドライン違反等がないかチェックを行います。
- 運用評価会議では、ファンドの運用成績を分析するとともに、リスク管理の状況や他ファンドとの均一性などについてレビューを行います。
- インベストメント・コントロール・コミッティーにおいて、ガイドラインの遵守状況や運用上の改善すべき点などについて検討を行います。

( 中略 )

ドイチェ・アセット・マネジメント・グループの概要

ドイツ銀行グループの一員として、世界主要都市に拠点を構え、800人以上のファンド・マネジャー及びリサーチ・スペシャリスト等の投資プロフェッショナルが緊密なチーム体制のもとグローバルな観点から調査・分析、運用業務を推進しています。（2012年3月末現在）

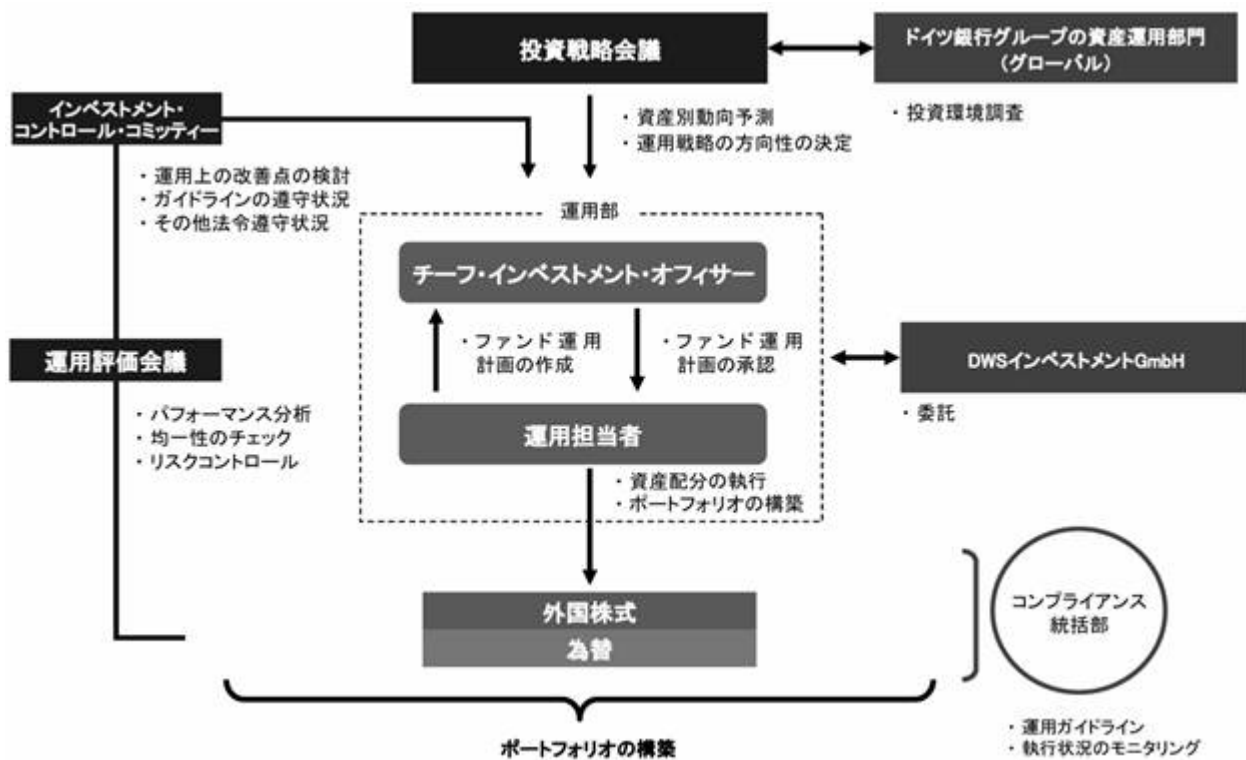
（注）運用体制は、今後変更となる場合があります。

## &lt;訂正後&gt;

ファンドの運用体制

当ファンドの運用体制は以下の通りです。

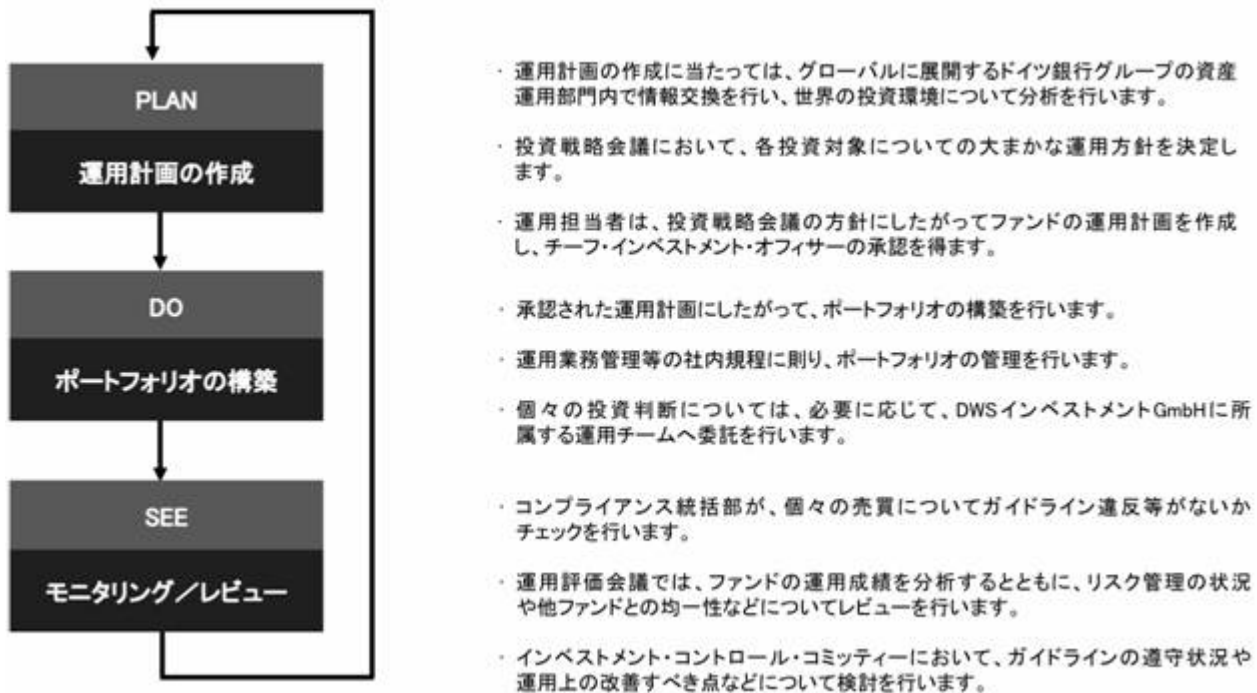
## &lt;運用体制&gt;



（中略）

## &lt;運用の流れ&gt;





（中略）

#### ドイチェ・アセット・マネジメントのグローバルネットワーク

世界主要都市に拠点を構え、800人以上のファンド・マネジャー及びリサーチ・スペシャリスト等の投資プロフェッショナルが緊密なチーム体制のもとグローバルな観点から調査・分析、運用業務を推進しています。（2012年6月末現在）

（注）運用体制は、今後変更となる場合があります。

#### (5) 【投資制限】

< 訂正前 >

（前略）

< マザーファンドの信託約款で定める投資制限 >

（中略）

先物取引等の運用指図・目的・範囲

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、並びに信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引並びに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めて取扱うものとします。（以下同じ。）

（以下略）

< 訂正後 >

（前略）

< マザーファンドの信託約款で定める投資制限 >

（中略）

先物取引等の運用指図・目的・範囲

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、並びに信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引並びに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

（以下略）

### 3【投資リスク】

<訂正前>

(1) 当ファンドの主なリスク及び留意点

（中略）

その他の留意点

・ロシア株式への直接投資にあたっては、現地の法制度の制約により、証券の保管が日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（株式会社りそな銀行（受託会社）の再信託受託会社）名義による混蔵保管となります。また、石油等の資源株については、外国人保有株数制限が課されております。当ファンド単独では上限を超過していない場合でも、当該制限を受けることがあります。（2012年6月末現在）

（以下略）

<訂正後>

(1) 当ファンドの主なリスク及び留意点

（中略）

その他の留意点

・ロシア株式への直接投資にあたっては、現地の法制度の制約により、証券の保管が日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（株式会社りそな銀行（受託会社）の再信託受託会社）名義による混蔵保管となります。また、石油等の資源株については、外国人保有株数制限が課されております。当ファンド単独では上限を超過していない場合でも、当該制限を受けることがあります。（2012年12月末現在）

（以下略）

### 4【手数料等及び税金】

(4)【その他の手数料等】

<訂正前>

（前略）

上記 において諸費用の固定率または固定金額を定める場合、かかる諸費用の額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計上されます。かかる諸費用は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産から支払われます。なお、本書作成時点において、上記 により定める上限は、信託財産の純資産総額に年率0.10%を乗じて得た額とします。

（以下略）

<訂正後>

（前略）

上記 において諸費用の固定率または固定金額を定める場合、かかる諸費用の額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計上されます。かかる諸費用は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産から支払われます。なお、本書作成時点において、上記 により定める上限は、信託財産の純資産総額に年率0.10%を乗じて得た額とします。

（以下略）

(5)【課税上の取扱い】

<訂正前>

（前略）

課税の取扱いについて

以下の内容は平成24年6月末現在の税法に基づくものであり、税法が改正された場合等には内容が変更されることがあります。

a. 個人の受益者に対する課税

収益分配金の取扱い

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、原則として10%（所得税7%及び地方税3%）<sup>1</sup>

の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告を行い、総合課税または申告分離課税を選択することもできます。

#### 一部解約金、償還金の取扱い

一部解約時及び償還時の差益については譲渡所得となり、原則として10%（所得税7%及び地方税3%）<sup>1</sup>の税率による申告分離課税が適用されます。なお、特定口座において「源泉徴収あり」を選択した場合には、10%（所得税7%及び地方税3%）<sup>1</sup>の税率による源泉徴収が行われます。

（中略）

#### b. 法人の受益者に対する課税

##### 収益分配金、一部解約金、償還金の取扱い

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金並びに一部解約時及び償還時の個別元本超過額については、7%（所得税のみ）<sup>2</sup>の税率で源泉徴収され、法人の受取額となります。なお、地方税の源泉徴収はありません。

（中略）

1 税率は、平成25年1月1日から平成25年12月31日までは10.147%（所得税7.147%及び地方税3%）、平成26年1月1日から平成49年12月31日までは20.315%（所得税15.315%及び地方税5%）となる予定です。

2 税率は、平成25年1月1日から平成25年12月31日までは7.147%（所得税のみ）、平成26年1月1日から平成49年12月31日までは15.315%（所得税のみ）となる予定です。

（以下略）

<訂正後>

（前略）

#### 課税の取扱いについて

以下の内容は平成25年1月1日現在の税法に基づくものであり、税法が改正された場合等には内容が変更されることがあります。

#### a. 個人の受益者に対する課税

##### 収益分配金の取扱い

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、原則として10.147%（所得税7.147%及び地方税3%）<sup>1</sup>の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告を行い、総合課税または申告分離課税を選択することもできます。

##### 一部解約金、償還金の取扱い

一部解約時及び償還時の差益については譲渡所得となり、原則として10.147%（所得税7.147%及び地方税3%）<sup>1</sup>の税率による申告分離課税が適用されます。なお、特定口座において「源泉徴収あり」を選択した場合には、10.147%（所得税7.147%及び地方税3%）<sup>1</sup>の税率による源泉徴収が行われます。

（中略）

#### b. 法人の受益者に対する課税

##### 収益分配金、一部解約金、償還金の取扱い

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金並びに一部解約時及び償還時の個別元本超過額については、7.147%（所得税のみ）<sup>2</sup>の税率で源泉徴収され、法人の受取額となります。なお、地方税の源泉徴収はありません。

（中略）

1 税率は、平成26年1月1日から平成49年12月31日までは20.315%（所得税15.315%及び地方税5%）となる予定です。

2 税率は、平成26年1月1日から平成49年12月31日までは15.315%（所得税のみ）となる予定です。

（以下略）

## 5【運用状況】

本項を以下の記載内容に更新・訂正します。

<更新・訂正後>

### (1)【投資状況】

「ドイチェ・ロシア東欧株式ファンド」

(平成24年12月28日現在)

資産の種類	地域別(国名)	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	13,553,432,341	100.83
コール・ローン・その他の資産 (負債控除後)	-	111,081,535	0.83
合計(純資産総額)	-	13,442,350,806	100.00

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(参考情報)

「東欧株式マザーファンド」

(平成24年12月28日現在)

資産の種類	地域別(国名)	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	トルコ	3,077,388,906	19.23
	チェコ	92,309,900	0.58
	キプロス	28,612,633	0.18
	ハンガリー	140,089,740	0.88
	ポーランド	1,340,483,535	8.38
	ロシア	10,000,960,307	62.50
	ジャージー	89,458,173	0.56
	小計	14,769,303,194	92.29
オプション証券等	トルコ	394,766,286	2.47
	小計	394,766,286	2.47
社債券	ハンガリー	166,147,020	1.04
	ウクライナ	16,233,750	0.10
	小計	182,380,770	1.14
コール・ローン・その他の資産 (負債控除後)	-	656,035,215	4.10
合計(純資産総額)	-	16,002,485,465	100.00

(注) 投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

### (2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

「ドイチェ・ロシア東欧株式ファンド」

<評価額(全銘柄)>

(平成24年12月28日現在)

国/地域	種類	銘柄名	数量(口)	簿価単価 評価単価 (円)	簿価金額 評価金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託 受益証券	東欧株式マザーファンド	16,156,195,424	0.7109 0.8389	11,485,439,327 13,553,432,341	100.83

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

< 種類別投資比率 >

(平成24年12月28日現在)

種類	国内/外国	投資比率(%)
親投資信託受益証券	国内	100.83
合計	-	100.83

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類別の評価金額の比率をいいます。

(参考情報)

「東欧株式マザーファンド」

< 評価額(上位30銘柄) >

(平成24年12月28日現在)

国/地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価単価 評価単価 (円)	簿価金額 評価金額 (円)	投資 比率 (%)
ロシア	株式	LUKOIL-SPON ADR	エネルギー	225,000	5,092.63 5,705.62	1,145,843,010 1,283,764,950	8.02
ロシア	株式	SBERBANK-SPONSORED ADR	銀行	1,100,000	1,001.73 1,051.94	1,101,903,660 1,157,141,700	7.23
ロシア	株式	GAZPROM SPON ADR	エネルギー	1,400,000	843.97 820.77	1,181,570,470 1,149,089,760	7.18
ロシア	株式	NOVATEK OAO-SPONS GDR REG S	エネルギー	82,200	10,290.03 10,320.33	845,840,712 848,331,619	5.30
トルコ	株式	TURKIYE GARANTI BANKASI	銀行	1,450,000	365.75 453.80	530,341,560 658,016,380	4.11
ロシア	株式	SURGUTNEFTEGAZ-SP ADR PREF	エネルギー	1,150,000	541.99 571.42	623,289,420 657,142,200	4.11
ロシア	株式	MMC NORILSK NICKEL JSC-ADR	素材	375,000	1,366.23 1,614.71	512,337,150 605,518,875	3.78
ロシア	株式	URALKALI-SPON GDR	素材	175,000	3,467.52 3,348.04	606,817,575 585,908,505	3.66
ポーランド	株式	PKO BANK POLSKI SA	銀行	500,000	985.38 1,036.37	492,693,300 518,187,150	3.24
ロシア	株式	MAGNIT OJSC-SPON GDR REGS	食品・生活 必需品小売 り	150,000	2,783.54 3,395.66	417,532,050 509,350,140	3.18
ロシア	株式	TATNEFT-SPONSORED REGS GDR	エネルギー	110,000	3,424.23 3,701.29	376,666,290 407,142,450	2.54
トルコ	オプション 証券等	MERRILL-CW13 YAPI VE KREDI	銀行	1,500,000	199.29 263.17	298,937,601 394,766,286	2.47
トルコ	株式	AKBANK T.A.S.	銀行	900,000	343.49 427.67	309,148,200 384,911,280	2.41
トルコ	株式	TURKIYE HALK BANKASI	銀行	435,000	730.53 851.48	317,784,030 370,397,280	2.31
ロシア	株式	V T B B A N K OJSC-GDR-REG S	銀行	1,200,000	302.16 302.25	362,597,040 362,700,936	2.27
ポーランド	株式	KGHM POLSKA MIEDZ S.A.	素材	65,000	3,802.95 5,352.30	247,191,750 347,899,500	2.17
ロシア	株式	M O B I L E TELESYSTEMS-SP ADR	電気通信 サービス	200,000	1,636.36 1,598.26	327,272,400 319,653,360	2.00
ポーランド	株式	POWSZECHNY ZAKLAD UBEZPIECZE	保険	25,000	10,282.05 12,259.58	257,051,250 306,489,600	1.92
ロシア	株式	ROSNEFT OJSC-REG S GDR	エネルギー	400,000	676.67 764.50	270,670,726 305,800,560	1.91
ロシア	株式	LSR GROUP OJSC-GDR REGS	不動産	700,000	366.74 352.38	256,721,983 246,666,420	1.54

ロシア	株式	MEGAFON-GDR-WI	電気通信サービス	117,150	1,731.60 2,034.62	202,856,940 238,356,904	1.49
トルコ	株式	TURKIYE IS BANKASI-C	銀行	750,000	260.28 299.95	195,213,300 224,967,000	1.41
トルコ	株式	KOZA ALTIN ISLETMELERI AS	素材	100,000	1,693.30 2,075.50	169,330,000 207,550,200	1.30
ロシア	株式	M VIDEO	小売	300,000	716.60 683.28	214,981,603 204,984,210	1.28
トルコ	株式	TEKFEN HOLDING AS	資本財	575,000	328.98 352.20	189,165,800 202,518,680	1.27
ロシア	株式	TRANSNEFT-PFD-CLS	エネルギー	1,000	146,441.38 195,612.09	146,441,386 195,612,098	1.22
トルコ	株式	TURKCELL ILETISIM HIZMET AS	電気通信サービス	350,000	508.30 558.78	177,907,774 195,576,150	1.22
ロシア	株式	SEVERSTAL-GDR REG S	素材	180,000	1,050.21 1,070.99	189,038,772 192,779,028	1.20
ロシア	株式	MMC NORILSK NICKEL-\$	素材	12,000	13,460.45 16,052.30	161,525,448 192,627,651	1.20
ポーランド	株式	BANK PEKAO SA	銀行	35,000	4,448.88 4,797.35	155,711,083 167,907,285	1.05

(注) 投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

### < 種類別及び業種別投資比率 >

(平成24年12月28日現在)

種類	国内/外国	業種	投資比率(%)
株式	外国	エネルギー	31.79
		素材	14.35
		資本財	2.64
		運輸	1.82
		小売	1.28
		食品・生活必需品小売り	3.82
		銀行	25.05
		各種金融	0.67
		保険	1.92
		不動産	1.54
		電気通信サービス	6.71
		公益事業	0.70
		小計	
オプション証券等	外国	銀行	2.47
		小計	
社債券	外国	銀行	1.04
		不動産	0.10
	小計		1.14
合計			95.90

(注) 投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該種類別及び業種別の評価金額の比率をいいます。

#### 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

#### 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

## (3) 【運用実績】

## 【純資産の推移】

計算期間末 または各月末	純資産総額(百万円)		1口当たり純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1期計算期間末(平成18年11月20日)	8,876	10,164	1.0317	1.1814
第2期計算期間末(平成19年5月18日)	16,234	20,201	1.0219	1.2716
第3期計算期間末(平成19年11月19日)	81,663	91,318	1.0110	1.1305
第4期計算期間末(平成20年5月19日)	95,883	95,883	0.9805	0.9805
第5期計算期間末(平成20年11月18日)	18,438	18,438	0.2373	0.2373
第6期計算期間末(平成21年5月18日)	23,073	23,073	0.3021	0.3021
第7期計算期間末(平成21年11月18日)	32,921	32,921	0.4474	0.4474
第8期計算期間末(平成22年5月18日)	30,583	30,583	0.4471	0.4471
第9期計算期間末(平成22年11月18日)	24,965	24,965	0.4619	0.4619
第10期計算期間末(平成23年5月18日)	21,580	21,580	0.4871	0.4871
第11期計算期間末(平成23年11月18日)	14,080	14,080	0.3634	0.3634
第12期計算期間末(平成24年5月18日)	13,058	13,058	0.3375	0.3375
第13期計算期間末(平成24年11月19日)	11,822	11,822	0.3982	0.3982
平成23年12月末	12,853	-	0.3386	-
平成24年1月末	14,294	-	0.3779	-
平成24年2月末	16,795	-	0.4364	-
平成24年3月末	16,601	-	0.4237	-
平成24年4月末	15,950	-	0.4088	-
平成24年5月末	12,620	-	0.3300	-
平成24年6月末	12,943	-	0.3466	-
平成24年7月末	13,715	-	0.3745	-
平成24年8月末	13,497	-	0.3813	-
平成24年9月末	12,932	-	0.4013	-
平成24年10月末	12,321	-	0.4054	-
平成24年11月末	12,117	-	0.4121	-
平成24年12月末	13,442	-	0.4702	-

(注) 純資産総額は、百万円未満切捨て。

## 【分配の推移】

	1口当たりの分配金(円)
第1期計算期間(平成18年5月26日～平成18年11月20日)	0.1500
第2期計算期間(平成18年11月21日～平成19年5月18日)	0.2500
第3期計算期間(平成19年5月19日～平成19年11月19日)	0.1200
第4期計算期間(平成19年11月20日～平成20年5月19日)	0.0000
第5期計算期間(平成20年5月20日～平成20年11月18日)	0.0000
第6期計算期間(平成20年11月19日～平成21年5月18日)	0.0000
第7期計算期間(平成21年5月19日～平成21年11月18日)	0.0000

第 8期計算期間(平成21年11月19日～平成22年 5月18日)	0.0000
第 9期計算期間(平成22年 5月19日～平成22年11月18日)	0.0000
第10期計算期間(平成22年11月19日～平成23年 5月18日)	0.0000
第11期計算期間(平成23年 5月19日～平成23年11月18日)	0.0000
第12期計算期間(平成23年11月19日～平成24年 5月18日)	0.0000
第13期計算期間(平成24年 5月19日～平成24年11月19日)	0.0000

## 【収益率の推移】

	収益率(%)
第 1期計算期間(平成18年 5月26日～平成18年11月20日)	18.1
第 2期計算期間(平成18年11月21日～平成19年 5月18日)	23.3
第 3期計算期間(平成19年 5月19日～平成19年11月19日)	10.6
第 4期計算期間(平成19年11月20日～平成20年 5月19日)	3.0
第 5期計算期間(平成20年 5月20日～平成20年11月18日)	75.8
第 6期計算期間(平成20年11月19日～平成21年 5月18日)	27.3
第 7期計算期間(平成21年 5月19日～平成21年11月18日)	48.1
第 8期計算期間(平成21年11月19日～平成22年 5月18日)	0.1
第 9期計算期間(平成22年 5月19日～平成22年11月18日)	3.3
第10期計算期間(平成22年11月19日～平成23年 5月18日)	5.5
第11期計算期間(平成23年 5月19日～平成23年11月18日)	25.4
第12期計算期間(平成23年11月19日～平成24年 5月18日)	7.1
第13期計算期間(平成24年 5月19日～平成24年11月19日)	18.0

(注) 収益率は、小数第2位を四捨五入しております。



(参考情報)

基準日：2012年12月28日

## 基準価額・純資産の推移



※1 基準価額の推移は、信託報酬控除後の価額を表示しております。

※2 分配金込基準価額の推移は、分配金(税引前)を再投資したものと計算しております。

## 分配の推移

1万口当たり、税引前	
2012年11月	0円
2012年5月	0円
2011年11月	0円
2011年5月	0円
2010年11月	0円
設定来累計	5,200円

## 主要な資産の状況

マザーファンドにおける組入上位10銘柄

	銘柄	国	業種	比率(%)
1	ルクオイル(ADR)	ロシア	エネルギー	8.0
2	ズベルバンク(ADR)	ロシア	金融	7.2
3	ガスプロム(ADR)	ロシア	エネルギー	7.2
4	ノバテック(GDR)	ロシア	エネルギー	5.3
5	ガランティ銀行	トルコ	金融	4.1
6	スルグトネフテガス(ADR)	ロシア	エネルギー	4.1
7	ノリスクニッケル(ADR)	ロシア	素材	3.8
8	ウラルカリイ(GDR)	ロシア	素材	3.7
9	PKOバンク・ポルスキ	ポーランド	金融	3.2
10	マグニト(GDR)	ロシア	生活必需品	3.2

マザーファンドにおける  
国別構成比

国	比率(%)
ロシア	62.5
トルコ	21.7
ポーランド	8.4
ハンガリー	1.9
チェコ	0.6
その他	0.8

※ 比率はマザーファンドに  
おける組入比率です。

## 年間収益率の推移



※1 年間収益率の推移は、分配金(税引前)を再投資したものと計算しております。

※2 2006年は設定日(5月26日)から年末までの騰落率を表示しております。

※3 当ファンドにベンチマークはありません。

(注1) 上記は過去の実績であり、将来の運用成果等を保証もしくは示唆するものではありません。

(注2) 最新の運用実績は、委託会社のホームページで開示されております。

**(4)【設定及び解約の実績】**

下記期間中の設定及び解約の実績は次の通りです。

	設定数量(口)	解約数量(口)
第1期計算期間(平成18年5月26日～平成18年11月20日)	9,974,741,287	1,370,970,144
第2期計算期間(平成18年11月21日～平成19年5月18日)	15,062,023,499	7,779,065,582
第3期計算期間(平成19年5月19日～平成19年11月19日)	82,219,349,722	17,330,662,462
第4期計算期間(平成19年11月20日～平成20年5月19日)	40,335,438,070	23,325,736,320
第5期計算期間(平成20年5月20日～平成20年11月18日)	10,707,707,826	30,802,091,769
第6期計算期間(平成20年11月19日～平成21年5月18日)	8,339,553,955	9,662,685,772
第7期計算期間(平成21年5月19日～平成21年11月18日)	21,723,723,865	24,500,203,544
第8期計算期間(平成21年11月19日～平成22年5月18日)	21,502,799,422	26,688,446,605
第9期計算期間(平成22年5月19日～平成22年11月18日)	8,627,084,036	22,984,426,790
第10期計算期間(平成22年11月19日～平成23年5月18日)	6,895,973,288	16,642,851,218
第11期計算期間(平成23年5月19日～平成23年11月18日)	2,094,780,200	7,653,106,787
第12期計算期間(平成23年11月19日～平成24年5月18日)	10,254,519,341	10,309,708,294
第13期計算期間(平成24年5月19日～平成24年11月19日)	1,196,693,173	10,197,306,493

(注) 設定数量には、当初設定数量を含みます。

## 第2【管理及び運営】

### 3【資産管理等の概要】

#### (1)【資産の評価】

<訂正前>

<基準価額の計算方法等について>

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令及び社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

受益権1口当たりの純資産額が基準価額です。なお、便宜上、1万口当りに換算した価額で表示されることがあります。基準価額は、原則として委託会社の営業日に日々算出されます。

（中略）

<運用資産の評価基準及び評価方法>

（中略）

公社債等	法令及び <u>社団法人</u> 投資信託協会規則にしたがって、時価評価します。
------	--

（以下略）

<訂正後>

<基準価額の計算方法等について>

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令及び一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

受益権1口当たりの純資産総額が基準価額です。なお、便宜上、1万口当りに換算した価額で表示されることがあります。基準価額は、原則として委託会社の営業日に日々算出されます。

（中略）

<運用資産の評価基準及び評価方法>

（中略）

公社債等	法令及び <u>一般社団法人</u> 投資信託協会規則にしたがって、時価評価します。
------	--

（以下略）

#### (5)【その他】

<訂正前>

信託の終了

(イ)委託会社は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が50億口を下回ることとなったとき、信託終了日前にこの信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

（中略）

受託会社の辞任及び解任に伴う取扱い

(イ)受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、上記 にしたがって、新受託会社を選任します。

（以下略）

<訂正後>

信託の終了

(イ)委託会社は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が50億口を下回ることとなったとき、この信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したと

きは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

(中略)

受託会社の辞任及び解任に伴う取扱い

(イ)受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、上記 の規定にしたがい、新受託会社を選任します。

(以下略)

#### 4【受益者の権利等】

<訂正前>

(前略)

反対者の買取請求権

前記「3 資産管理等の概要(5)その他」の「信託の終了」、または「信託約款の変更」のうちその内容が重大な変更を伴う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容及び買取請求の手続きに関する事項は、前記「3 資産管理等の概要(5)その他」の「信託の終了(口)」または「信託約款の変更(口)」に規定する公告または書面に付記します。

(以下略)

<訂正後>

(前略)

反対者の買取請求権

前記「3 資産管理等の概要(5)その他」の「信託の終了」、または「信託約款の変更」のうちその内容が重大な変更を伴う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

(以下略)

### 第3【ファンドの経理状況】

本項を以下の記載内容に更新・訂正します。

<更新・訂正後>

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。  
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドの計算期間は6ヶ月であるため、財務諸表は6ヶ月毎に作成しております。
3. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第13期計算期間（平成24年5月19日から平成24年11月19日まで）の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

## 1【財務諸表】

## ドイチェ・ロシア東欧株式ファンド

## (1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第12期計算期間 (平成24年5月18日現在)	第13期計算期間 (平成24年11月19日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	3,681,458	2,329,454
親投資信託受益証券	13,270,561,718	12,081,353,642
未収利息	7	4
流動資産合計	13,274,243,183	12,083,683,100
資産合計	13,274,243,183	12,083,683,100
負債の部		
流動負債		
未払解約金	65,710,598	126,476,550
未払受託者報酬	6,278,616	5,623,035
未払委託者報酬	141,268,780	126,518,184
その他未払費用	2,247,909	2,398,020
流動負債合計	215,505,903	261,015,789
負債合計	215,505,903	261,015,789
純資産の部		
元本等		
元本	38,687,739,224	29,687,125,904
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金( )	25,629,001,944	17,864,458,593
(分配準備積立金)	413,039,296	617,048,941
元本等合計	13,058,737,280	11,822,667,311
純資産合計	13,058,737,280	11,822,667,311
負債純資産合計	13,274,243,183	12,083,683,100

## (2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第12期計算期間 (自平成23年11月19日 至平成24年5月18日)	第13期計算期間 (自平成24年5月19日 至平成24年11月19日)
営業収益		
受取利息	7,833	1,299
有価証券売買等損益	977,632,273	2,386,948,409
営業収益合計	977,624,440	2,386,949,708
営業費用		
受託者報酬	6,278,616	5,623,035
委託者報酬	141,268,780	126,518,184
その他費用	2,247,909	2,398,020
営業費用合計	149,795,305	134,539,239
営業利益又は営業損失( )	1,127,419,745	2,252,410,469
経常利益又は経常損失( )	1,127,419,745	2,252,410,469
当期純利益又は当期純損失( )	1,127,419,745	2,252,410,469
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	331,983,290	510,656,005
期首剰余金又は期首欠損金( )	24,662,552,983	25,629,001,944
剰余金増加額又は欠損金減少額	6,528,466,488	6,751,548,035
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	6,528,466,488	6,751,548,035
剰余金減少額又は欠損金増加額	6,035,512,414	728,759,148
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	6,035,512,414	728,759,148
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金( )	25,629,001,944	17,864,458,593

## (3)【注記表】

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間末日の取扱い 平成24年11月18日が休日のため、信託約款の規定により、当計算期間末日を平成24年11月19日としています。

## (貸借対照表に関する注記)

項目	第12期計算期間 (平成24年5月18日現在)	第13期計算期間 (平成24年11月19日現在)
1. 受益権の総数	38,687,739,224口	29,687,125,904口
2. 元本の欠損 純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額	25,629,001,944円	17,864,458,593円
3. 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.3375円 (3,375円)	0.3982円 (3,982円)

## (損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第12期計算期間 (自 平成23年11月19日 至 平成24年 5月18日)	第13期計算期間 (自 平成24年 5月19日 至 平成24年11月19日)
1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額	純資産総額に対して年率0.3%以内の額	同左
2. 分配金の計算方法	計算期間末における収益調整金(856,784,204円)、分配準備積立金(413,039,296円)より、分配対象収益は、1,269,823,500円(1万口当たり328円)であります。今期は分配を行っておりません。	計算期間末における費用控除後の配当等収益(307,715,740円)、収益調整金(670,265,557円)、分配準備積立金(309,333,201円)より、分配対象収益は、1,287,314,498円(1万口当たり433円)であります。今期は分配を行っておりません。

## (金融商品に関する注記)

## 金融商品の状況に関する事項

項目	第12期計算期間 (自 平成23年11月19日 至 平成24年 5月18日)	第13期計算期間 (自 平成24年 5月19日 至 平成24年11月19日)
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンド及び主要投資対象である親投資信託が保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務であり、その詳細は貸借対照表、注記表及び附属明細表に記載しております。当該金融商品には、性質に応じてそれぞれ市場リスク(価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク等)、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左



3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社では2つの検証機能を有しています。1つは運用評価会議で、ここではパフォーマンス分析及び定量的リスク分析が行われます。もう1つはインベストメント・コントロール・コミッティーで、ここでは運用部、業務部、コンプライアンス統括部から市場リスク、流動性リスク、信用リスク、運用ガイドライン・法令等遵守状況など様々なリスク管理状況が報告され、検証が行われます。このコミッティーで議論された内容は、取締役会から一部権限を委譲されたエグゼクティブ・コミッティーに報告され、委託会社として必要な対策を指示する体制がとられています。運用部ではこうしたリスク管理の結果も考慮し、次の投資戦略を決定し、日々の運用業務を行っております。	同左
-------------------	---	----

## 金融商品の時価等に関する事項

項目	第12期計算期間 (平成24年5月18日現在)	第13期計算期間 (平成24年11月19日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 (2)売買目的有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 (2)売買目的有価証券 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

## (有価証券に関する注記)

## 売買目的有価証券

## 計算期間の損益に含まれた評価差額(円)

種類	第12期計算期間 (平成24年5月18日現在)	第13期計算期間 (平成24年11月19日現在)
親投資信託受益証券	1,040,089,146	1,909,551,039
合計	1,040,089,146	1,909,551,039

## (デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

## (関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

## (その他の注記)

項目	第12期計算期間 (平成24年5月18日現在)	第13期計算期間 (平成24年11月19日現在)
	金額(円)	金額(円)
元本の推移		
期首元本額	38,742,928,177	38,687,739,224
期中追加設定元本額	10,254,519,341	1,196,693,173
期中一部解約元本額	10,309,708,294	10,197,306,493

**(4)【附属明細表】**

有価証券明細表

(ア)株式

該当事項はありません。

(イ)株式以外の有価証券

種類	銘柄	口数	評価額(円)	備考
親投資信託受益証券	東欧株式マザーファンド	17,004,016,387	12,081,353,642	
合計		17,004,016,387	12,081,353,642	

信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## (参考情報)

当ファンドは「東欧株式マザーファンド」の受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。

なお、当ファンドの計算期間末日における同親投資信託の状況は次の通りです。

## 「東欧株式マザーファンド」の状況

以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

## (1)貸借対照表

区分	(平成24年5月18日現在)	(平成24年11月19日現在)
	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
預金	847,231,831	229,597,263
コール・ローン	120,026,738	127,333,063
株式	13,704,051,019	13,058,408,440
オプション証券等	203,885,887	319,268,938
社債券	187,620,014	245,472,788
派生商品評価勘定	1,672,755	-
未収入金	184,108,478	204,819,701
未収配当金	76,347,641	44,091,051
未収利息	230	244
流動資産合計	15,324,944,593	14,228,991,488
資産合計	15,324,944,593	14,228,991,488
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	-	5,217,189
未払金	55,079,223	-
流動負債合計	55,079,223	5,217,189
負債合計	55,079,223	5,217,189
純資産の部		
元本等		
元本	25,517,693,873	20,019,253,713
剰余金		
剰余金又は欠損金( )	10,247,828,503	5,795,479,414
元本等合計	15,269,865,370	14,223,774,299
純資産合計	15,269,865,370	14,223,774,299
負債純資産合計	15,324,944,593	14,228,991,488

## (2)注記表

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>株式、オプション証券等、社債券につきましては移動平均法に基づき、以下の通り原則として時価で評価しております。</p> <p>(1)金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として、金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場(外貨建証券等の場合は計算期間末日において知りうる直近の最終相場)で評価しております。 計算期間の末日に当該金融商品取引所等の最終相場がない場合には、当該金融商品取引所等における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でない認められた場合は、当該金融商品取引所等における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。</p> <p>(2)金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、日本証券業協会の公社債店頭売買参考統計値、金融機関の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>(3)時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	<p>為替予約の評価は、個別法に基づき、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物相場の仲値によって計算しております。ただし、為替予約のうち対顧客先物相場が発表されていない通貨については、対顧客相場の仲値によって計算しております。</p>
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>外貨建取引等の処理基準 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条及び第61条に基づいております。</p>

## (貸借対照表に関する注記)

項目	(平成24年5月18日現在)	(平成24年11月19日現在)
1. 受益権の総数	25,517,693,873口	20,019,253,713口
2. 元本の欠損 純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額	10,247,828,503円	5,795,479,414円
3. 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.5984円 (5,984円)	0.7105円 (7,105円)

## (金融商品に関する注記)

## 金融商品の状況に関する事項

項目	(自 平成23年11月19日 至 平成24年 5月18日)	(自 平成24年 5月19日 至 平成24年11月19日)
1. 金融商品に対する取組方針	<p>当親投資信託は証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。</p>	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	<p>当親投資信託が保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務であり、その詳細は貸借対照表、注記表及び附属明細表に記載しております。当該金融商品には、性質に応じてそれぞれ市場リスク(価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク等)、流動性リスク、信用リスク等があります。</p> <p>当親投資信託が行うデリバティブ取引については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを回避し、安定的な利益の確保を図る目的で利用しております。</p>	同左

3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社では2つの検証機能を有しています。1つは運用評価会議で、ここではパフォーマンス分析及び定量的リスク分析が行われます。もう1つはインベストメント・コントロール・コミッティーで、ここでは運用部、業務部、コンプライアンス統括部から市場リスク、流動性リスク、信用リスク、委託先リスク、運用ガイドライン・法令等遵守状況など様々なリスク管理状況が報告され、検証が行われます。このコミッティーで議論された内容は、取締役会から一部権限を委譲されたエグゼクティブ・コミッティーに報告され、委託会社として必要な対策を指示する体制がとられています。運用部ではこうしたリスク管理の結果も考慮し、次の投資戦略を決定し、日々の運用委託先管理業務を行っております。	同左
-------------------	---	----

## 金融商品の時価等に関する事項

項目	(平成24年5月18日現在)	(平成24年11月19日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 (2)売買目的有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 (3)デリバティブ取引 (デリバティブ取引に関する注記)に記載しております。	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左  (2)売買目的有価証券 同左  (3)デリバティブ取引同左 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等はあくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

## (有価証券に関する注記)

## 売買目的有価証券

## 計算期間の損益に含まれた評価差額(円)

種類	(平成24年5月18日現在)	(平成24年11月19日現在)
株式	2,182,974,140	280,081,523
オプション証券等	357,638	39,547,872
社債券	115,921,731	25,952,414
合計	2,298,538,233	214,581,237

(注)「計算期間」とは当親投資信託の計算期間の期首日から本書における開示対象ファンドの計算期間末日までの期間を指しております。

## (デリバティブ取引に関する注記)

## 取引の時価等に関する事項

## (通貨関連)

区分	種類	(平成24年5月18日現在)			
		契約額等(円)	うち1年超(円)	時価(円)	評価損益(円)
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 アメリカドル	210,808,074	-	209,135,319	1,672,755
	合計	210,808,074	-	209,135,319	1,672,755

区分	種類	(平成24年11月19日現在)			
		契約額等(円)	うち1年超(円)	時価(円)	評価損益(円)
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 アメリカドル	265,372,632	-	270,589,821	5,217,189
	合計	265,372,632	-	270,589,821	5,217,189

## (注1)時価の算定方法

- 対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。  
為替予約の受渡日(以下「当該日」という。)の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。  
当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。  
・当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後2つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。  
・当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。
- 対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客相場の仲値で評価しております。

(注2)デリバティブ取引にヘッジ会計は適用されておりません。

## (関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

## (その他の注記)

項目	(平成24年5月18日現在)	(平成24年11月19日現在)
	金額(円)	金額(円)
1. 元本の推移		
期首元本額	26,263,680,839	25,517,693,873
期中追加設定元本額	2,043,558,071	55,746,880
期中一部解約元本額	2,789,545,037	5,554,187,040
期末元本額	25,517,693,873	20,019,253,713
2. 元本の内訳		
りそな 東欧フロンティア株式ファンド	3,340,953,034	3,015,237,326
ドイチェ・ロシア東欧株式ファンド	22,176,740,839	17,004,016,387

## (3)附属明細表

## 有価証券明細表

## (ア)株式

通貨	銘柄	数量	評価額		備考
			単価	金額	
アメリカドル	LUKOIL-SPON ADR	255,000	60.45	15,414,750.00	
	NOVATEK OAO-SPONS GDR REG S	90,000	101.70	9,153,000.00	
	OAO GAZPROM SPON ADR	1,300,000	8.88	11,544,000.00	
	OJSC TNK-BP HOLDING	350,000	1.95	684,075.00	
	ROSNEFT OJSC-REG S GDR	250,000	7.78	1,946,250.00	
	SURGUTNEFTEGAZ-SP ADR PREF	1,150,000	5.93	6,819,500.00	
	TATNEFT-SPONSORED REGS GDR	110,000	36.55	4,020,500.00	
	TRANSNEFT-PFD-CLS	1,000	1,951.35	1,951,357.90	
	MECHEL-PREF SPON ADR	30,000	2.01	60,300.00	
	MMC NORILSK NICKEL JSC-ADR	175,000	14.35	2,511,250.00	
	MMC NORILSK NICKEL-\$	12,000	145.61	1,747,332.00	
	SEVERSTAL-GDR REG S	180,000	11.07	1,992,600.00	
	URALKALI-SPON GDR	175,000	36.20	6,335,000.00	
	GLOBALTRA-SPONS GDR REG S	123,610	15.70	1,940,677.00	
	M VIDEO	300,000	7.40	2,220,480.00	
	MAGNIT OJSC-SPON GDR REGS	150,000	35.00	5,250,000.00	
	SBERBANK-SPONSORED ADR	1,500,000	10.81	16,215,000.00	
	VTB BANK OJSC-GDR-REG S	1,200,000	3.18	3,816,000.00	
	LSR GROUP OJSC-GDR REGS	450,000	4.02	1,809,000.00	

	MAIL.RU GROUP-GDR REGS	30,000	31.94	958,200.00	
	YANDEX NV-A	100,000	21.53	2,153,000.00	
	MOBILE TELESYSTEMS-SP ADR	300,000	17.18	5,154,000.00	
	ROSTELECOM-PFD \$US	515,000	2.83	1,461,158.00	
	SISTEMA JSFC-REG S SPONS GDR	65,000	16.57	1,077,050.00	
	RUSHYDRO-SP ADR REG S	750,000	2.21	1,662,750.00	
小計				107,897,229.90	
				(8,788,229,375)	
イギリスポ ンド	HIGHLAND GOLD MINING LTD	800,000	1.00	806,000.00	
	POLYMETAL INTERNATIONAL PLC	154,302	11.11	1,714,295.22	
小計				2,520,295.22	
				(326,176,607)	
トルコリラ	TUPRAS-TURKIYE PETROL RAFINE	40,000	43.90	1,756,000.00	
	KOZA ALTIN ISLETMELERI AS	145,000	42.80	6,206,000.00	
	KOC HOLDING AS	315,000	8.16	2,570,400.00	
	TEKFEN HOLDING AS	650,000	6.12	3,978,000.00	
	TAV HAVALIMANLARI HOLDING AS	350,000	8.84	3,094,000.00	
	BIZIM TOPTAN SATIS MAGAZALAR	75,000	24.50	1,837,500.00	
	AKBANK T.A.S.	1,000,000	8.28	8,280,000.00	
	TURKIYE GARANTI BANKASI	1,450,000	8.22	11,919,000.00	
	TURKIYE HALK BANKASI	300,000	15.90	4,770,000.00	
	TURKIYE IS BANKASI-C	850,000	5.64	4,794,000.00	
	HACI OMER SABANCI HOLDING	225,000	8.96	2,016,000.00	
	TURKCELL ILETISIM HIZMET AS	350,000	10.85	3,797,500.00	
小計				55,018,400.00	
				(2,490,682,968)	
チェココル ナ	KOMERCNI BANKA AS	5,000	3,930.00	19,650,000.00	
小計				19,650,000.00	
				(79,779,000)	
ハンガリー フォリント	MOL HUNGARIAN OIL AND GAS NYRT	20,000	17,770.00	355,400,000.00	
小計				355,400,000.00	
				(129,863,160)	
ポーランド ズロチ	KGHM POLSKA MIEDZ S.A.	65,000	170.00	11,050,000.00	
	BANK PEKAO SA	63,000	156.50	9,859,500.00	
	PKO BANK POLSKI SA	550,000	34.90	19,195,000.00	
	POWSZECHNY ZAKLAD UBEZPIECZE	25,000	386.50	9,662,500.00	
小計				49,767,000.00	
				(1,243,677,330)	
合計				13,058,408,440	
				(13,058,408,440)	

## (イ)株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	数量	評価額	備考
オプション 証券等	トルコリラ 計	MERRILL-CW13 YAPI VE KREDI	1,500,000.00	7,052,550.00	
	小計			7,052,550.00	
				(319,268,938)	
社債券	アメリカドル	EMIS FINANCE BV 05/30/2013	2,500.00	187,500.00	
	計	MORGAN STANLEY BV OTP BANK 03/04/2014	150,000.00	2,826,285.00	
	小計			3,013,785.00	
				(245,472,788)	
合計				564,741,726	
				(564,741,726)	

(注)1.通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

2.小計・合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

3.外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式 時価比率	組入 オプション証券等 時価比率	組入債券 時価比率	合計金額に 対する比率
----	-----	--------------	------------------------	--------------	----------------

アメリカドル	株式 社債券	25銘柄 2銘柄	61.8% -	- -	- 1.7%	66.3%
イギリスポンド	株式	2銘柄	2.3%	-	-	2.4%
トルコリラ	株式 オプション証券等	12銘柄 1銘柄	17.5% -	- 2.2%	- -	20.6%
チェココルナ	株式	1銘柄	0.6%	-	-	0.6%
ハンガリー フォリント	株式	1銘柄	0.9%	-	-	1.0%
ポーランドズ ロチ	株式	4銘柄	8.7%	-	-	9.1%

信用取引契約残高明細表  
該当事項はありません。

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表  
(2)注記表(デリバティブ取引に関する注記) 取引の時価等に関する事項で記載しております。



## 2【ファンドの現況】

### 【純資産額計算書】

「ドイチェ・ロシア東欧株式ファンド」

(平成24年12月28日現在)

資産総額	13,553,432,341円
負債総額	111,081,535円
純資産総額( - )	13,442,350,806円
発行済数量	28,587,128,056口
1 単位当たり純資産額( / )	0.4702円

(参考情報)

「東欧株式マザーファンド」

(平成24年12月28日現在)

資産総額	16,152,290,560円
負債総額	149,805,095円
純資産総額( - )	16,002,485,465円
発行済数量	19,074,885,919口
1 単位当たり純資産額( / )	0.8389円

## 第三部【委託会社等の情報】

### 第1【委託会社等の概況】

#### 1【委託会社等の概況】

<訂正前>

(1) 資本金等

資本金の額

3,078百万円（平成24年6月末現在）

発行する株式の総数

200,000株（平成24年6月末現在）

発行済株式総数

61,560株（平成24年6月末現在）

（中略）

(2) 委託会社の機構

（中略）

（投資信託の運用プロセス）

四半期毎に行われる投資戦略会議において、ドイチェ・アセット・マネジメント・グループの海外拠点からの情報を参考にしつつ、各投資対象についての市場見通し並びに大まかな運用方針を決定します。

（以下略）

<訂正後>

(1) 資本金等

資本金の額

3,078百万円（平成24年12月末現在）

発行する株式の総数

200,000株（平成24年12月末現在）

発行済株式総数

61,560株（平成24年12月末現在）

（中略）

(2) 委託会社の機構

（中略）

（投資信託の運用プロセス）

四半期毎に行われる投資戦略会議において、ドイツ銀行グループの資産運用部門（グローバル）からの情報を参考にしつつ、各投資対象についての市場見通し並びに大まかな運用方針を決定します。

（以下略）

## 2【事業の内容及び営業の概況】

本項を以下の記載内容に更新・訂正します。

<更新・訂正後>

投信法に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また金融商品取引法に定める投資助言業務を行っています。

平成24年12月末現在、委託会社の運用するファンドは100本、純資産総額は623,440百万円です（ただし、親投資信託を除きます。）。

ファンドの種類別の本数及び純資産総額は下記の通りです。

種類			本数	純資産総額
公募	単位型	株式投資信託	2本	13,080百万円
	追加型	株式投資信託	77本	531,219百万円
私募	追加型	株式投資信託	21本	79,140百万円
合計			100本	623,440百万円

### 3【委託会社等の経理状況】

本項の末尾に以下の内容を追加します。

< 追加 >

#### 1. 中間財務諸表の作成方法について

当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）第38条及び第57条の規定に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

中間財務諸表に記載している金額については、千円未満の端数を切り捨てにより記載しております。

#### 2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間会計期間(平成24年4月1日から平成24年9月30日まで)の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による中間監査を受けております。

## 中間財務諸表

## (1)中間貸借対照表

(単位：千円)

		当中間会計期間末 (平成24年9月30日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
預金		5,280,879
前払費用		18,719
未収委託者報酬		776,379
未収運用受託報酬		22,447
未収投資助言報酬		49,173
未収収益		546,438
立替金		45,016
為替予約		12,254
流動資産計		6,751,308
固定資産		
無形固定資産	1	12,161
投資その他の資産		28,436
固定資産計		40,597
資産合計		6,791,906
<b>負債の部</b>		
流動負債		
預り金		78,968
未払金		
未払手数料		382,788
その他未払金		133,520
未払費用		785,532
未払法人税等		11,681
未払消費税等	2	12,733
賞与引当金		159,657
流動負債計		1,564,883
固定負債		
退職給付引当金		765,374
長期未払費用		279,410
固定負債計		1,044,785
負債合計		2,609,668
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金		3,078,000
資本剰余金		
資本準備金		1,830,000
資本剰余金計		1,830,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		725,800
利益剰余金計		725,800
株主資本計		4,182,199
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		38
評価・換算差額等合計		38
純資産合計		4,182,237
負債・純資産合計		6,791,906

## (2) 中間損益計算書

(単位：千円)

	当中間会計期間	
	(自 平成24年4月1日	
	至 平成24年9月30日)	
営業収益		
委託者報酬		3,115,207
運用受託報酬		61,806
投資助言報酬		47,033
その他営業収益		718,901
営業収益計		3,942,949
営業費用		
支払手数料		1,590,990
その他営業費用		621,515
営業費用計		2,212,506
一般管理費	1	1,530,842
営業利益		199,600
営業外収益		72
営業外費用	2	7,365
経常利益		192,308
特別損失	3	51,283
税引前中間純利益		141,024
法人税、住民税及び事業税		2,905
法人税等合計		2,905
中間純利益		138,119

## 中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	当中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	その他有価証券 時価のあるもの 当中間会計期間末の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部 純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を 採用しております。
2. デリバティブ取引の評価基準及び評価 方法	時価法を採用しております。
3. 固定資産の減価償却の方法	無形固定資産 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについて は、社内における見込利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用して おります。
4. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権については個 別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 但し、当中間会計期間末の計上額はありません。 (2) 賞与引当金 支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債 務の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認め られる額を計上しております。数理計算上の差異は、その発生時におけ る従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法に より按分した額を翌期から費用処理することとしております。 (追加情報) 前事業年度末まで、役員の退職時に支出が予測される役員退職慰労 金支払に備えるため内規に基づく期末要支給額を退職給付引当金に含 めて計上していましたが、平成24年9月の取締役会にて制度廃止の旨 の決議が行われました。制度廃止を受けその後、支給が決定されたため 当中間会計期間末において内規に基づく要支給額の全額を未払金に振 り替えております。
5. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換 算基準	外貨建の金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換 算し、換算差額は損益として処理しております。
6. リース取引の処理方法	リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナ ンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた 会計処理によっております。
7. その他中間財務諸表のための基本とな る重要な事項	消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

## 注記事項

## (中間貸借対照表関係)

	当中間会計期間末 (平成24年9月30日)
1 無形固定資産の減価償却累計額は次の通りであります。	
ソフトウェア	76,493千円
2 消費税等の取扱い	
仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺の上、流動負債の「未払消費税等」として表示しております。	

## (中間損益計算書関係)

	当中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)
1 減価償却実施額	
無形固定資産	5,142千円
2 営業外費用の主要項目	
為替差損	7,245千円

3 特別損失の主要項目	
割増退職金	51,283千円

## (リース取引関係)

当中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)			
ファイナンス・リース取引（借主側）			
リース取引に関する会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引			
1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額			
	器具備品	建物附属設備	合計
取得価額相当額	318,687千円	653,359千円	972,047千円
減価償却累計額相当額	271,142千円	401,271千円	672,413千円
中間会計期間末残高相当額	47,544千円	252,088千円	299,633千円
2. 未経過リース料中間会計期間末残高相当額			
1年以内		46,229千円	
1年超		191,704千円	
合計		237,933千円	
3. 支払リース料、減価償却費相当額、支払利息相当額			
支払リース料		34,438千円	
減価償却費相当額		20,194千円	
支払利息相当額		1,927千円	
4. 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法			
(1) 減価償却費相当額の算定方法			
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。			
(2) 利息相当額の算定方法			
リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。			

## (金融商品関係)

当中間会計期間末（平成24年9月30日）

金融商品の時価等に関する事項

平成24年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、以下のとおりであります。

(単位:千円)

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
(1)預金	5,280,879	5,280,879	-
(2)未収委託者報酬	776,379	776,379	-
(3)未収運用受託報酬	22,447	22,447	-
(4)未収投資助言報酬	49,173	49,173	-
(5)未収収益	546,438	546,438	-
(6)投資有価証券 その他の有価証券	16,848	16,848	-
資産計	6,692,165	6,692,165	-
(1)未払手数料	382,788	382,788	-
(2)未払費用	785,532	785,532	-
(3)長期未払費用	279,410	279,410	-
負債計	1,447,731	1,447,731	-
デリバティブ取引 (*1)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	12,254	12,254	-
デリバティブ取引計	12,254	12,254	-

(\*1)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債権となる項目については、正の値で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1)預金、(2)未収委託者報酬、(3)未収運用受託報酬、(4)未収投資助言報酬及び(5)未収収益

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。



## (6)投資有価証券

投資有価証券は其他有価証券に区分されており、時価については、基準価額によっております。

また、有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照下さい。

## 負債

## (1)未払手数料及び(2)未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## (3)長期未払費用

時価については、支払見込額に基づく現在価値によっております。

## デリバティブ取引

「デリバティブ取引関係」注記を参照下さい。

## (有価証券関係)

当中間会計期間末（平成24年9月30日）

## その他有価証券

(単位:千円)

	種類	中間貸借対照表 計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	その他	15,992	15,921	71
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	その他	855	888	32
合計		16,848	16,809	38

## 当期中に売却したその他有価証券

(単位:千円)

区分	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他	10	0	-
合計	10	0	-

## (デリバティブ取引関係)

当中間会計期間末（平成24年9月30日）

## ヘッジ会計が適用されていないもの

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物は通貨のみであり、中間貸借対照表日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。

通貨関連（時価の算定方法は、先物為替相場によっております。）

（単位：千円）

区分		契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建				
	米ドル	368,572	-	3,408	3,408
	ユーロ	114,665		252	252
	買建		-		
	ユーロ	627,017	-	8,202	8,202
	シンガポールドル	35,367		391	391
合計		1,145,623	-	12,254	12,254

## （セグメント情報等）

## セグメント情報

当中間会計期間（自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日）

当社は資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

## 関連情報

当中間会計期間（自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日）

## 1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

## 2. 地域ごとの情報

## (1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

## (2) 有形固定資産

当社は有形固定資産を保有していないため、記載しておりません。

## 3. 主要な顧客ごとの情報

当社の主要な顧客は一般投資家であり、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める顧客が存在しないため記載を省略しております。

## 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当中間会計期間（自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日）

該当事項はありません。

## 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当中間会計期間（自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日）

該当事項はありません。

## 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

当中間会計期間（自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日）

該当事項はありません。

## (1株当たり情報)

	当中間会計期間末 (平成24年9月30日)
1株当たり純資産額	67,937円58銭
1株当たり中間純利益金額	2,243円65銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。

2. 1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	当中間会計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)
中間純利益金額(千円)	138,119
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る中間純利益金額(千円)	138,119
普通株式の期中平均株式数(株)	61,560

## 第2【その他の関係法人の概況】

### 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

本項を以下の記載内容に更新・訂正します。

<更新・訂正後>

受託会社

名称 株式会社りそな銀行  
 資本金の額 279,928百万円（平成24年9月末現在）  
 事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

<参考>再信託受託会社の概要

名称 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社  
 資本金の額 51,000百万円（平成24年9月末現在）  
 事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。  
 関係業務の概要 受託会社より委託を受け、当ファンドの信託事務の一部（信託財産の管理等）を行います。

販売会社

名称	資本金の額	事業の内容
株式会社池田泉州銀行	50,710百万円 (平成24年9月末現在)	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
スタンダードチャータード銀行	120億5,594万1,142米ドル (平成24年3月末現在)	
シティバンク銀行株式会社	123,100百万円 (平成24年9月末現在)	
株式会社ジャパンネット銀行	37,250百万円 (平成24年9月末現在)	

岡三証券株式会社	5,000百万円 (平成24年3月末現在)	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
岩井コスモ証券株式会社	13,500百万円 (平成24年5月1日現在)	
S M B C 日興証券株式会社	10,000百万円 (平成24年9月末現在)	
野村證券株式会社	10,000百万円 (平成24年3月末現在)	
S M B C フレンド証券株式会社	27,270百万円 (平成24年3月末現在)	
ドイツ証券株式会社	72,728百万円 (平成24年3月末現在)	
みずほ証券株式会社	125,167百万円 (平成24年9月末現在)	
東海東京証券株式会社	6,000百万円 (平成24年3月末現在)	
ニュース証券株式会社	877百万円 (平成24年5月末現在)	
ばんせい証券株式会社	1,558百万円 (平成24年3月末現在)	
楽天証券株式会社	7,495百万円 (平成24年3月末現在)	
株式会社S B I証券	47,937百万円 (平成24年9月末現在)	
エイチ・エス証券株式会社	3,000百万円 (平成24年3月末現在)	
岡三オンライン証券株式会社	8,000百万円 (平成24年3月末現在)	
中銀証券株式会社	2,000百万円 (平成24年3月末現在)	
高木証券株式会社	11,069百万円 (平成24年3月末現在)	
マネックス証券株式会社	7,425百万円 (平成24年3月末現在)	
カブドットコム証券株式会社	7,196百万円 (平成24年3月末現在)	
三井生命保険株式会社	167,280百万円 (平成24年3月末現在)	
三井住友信託銀行株式会社	342,037百万円 (平成24年4月1日現在)	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

新規申込みの取扱いを行いません。

投資顧問会社

名 称

D W S インベストメント GmbH

資本金の額 11,500万ユーロ(約132億円)(平成24年3月末現在)

事業の内容 有価証券等に係る投資顧問業及びその業務に付帯関連する一切の業務を営んでいます。

(注)ユーロの円換算は、便宜上、平成24年12月末現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1ユーロ=114.71円)によります。

## 独立監査人の監査報告書

平成24年12月18日

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

取締役会御中

### あらた監査法人

指定社員 公認会計士 荒川 進  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているドイチェ・ロシア東欧株式ファンドの平成24年5月19日から平成24年11月19日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ドイチェ・ロシア東欧株式ファンドの平成24年11月19日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- ( ) 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

[次へ](#)

## 独立監査人の中間監査報告書

平成24年12月7日

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 野島 浩一郎  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているドイチェ・アセット・マネジメント株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第29期事業年度の中間会計期間（平成24年4月1日から平成24年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

### 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社の平成24年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成24年4月1日から平成24年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

( ) 上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。